

民事執行における第三者からの債務者 財産に関する情報取得制度について

吉田純平

- 一 はじめに
- 二 民事執行における債務者の義務
- 三 民事執行手続における情報提供義務
- 四 第三者からの情報取得手続
- 五 まとめに代えて

一 はじめに

令和元年の民事執行法（以下「民執」という。）改正により、執行債務者（以下、本稿では「債務者」という。）の財産状況を調査するための手続として、第三者から債務者の情報を取得する手続（以下、「情報取得手続」という。）が新たに設けられた。これは、金銭債権の強制執行（金銭執行）について債務名義を有する執行債権者（以下、本稿では「債権者」という。）や一般の先取特権を有する債権者の申立てにより、執行裁判所が、債務者以外の第三者に対して、債務者の財産に関する情報の提供を命ずる旨の決定をし、この命令を受けた第三者が、執行裁判所に対し、当該情報を提供する手続である。本稿は、創設後数年が経過して、実務の実績がある程度蓄積され、また学説上の議論もいくらか現れてきた現状において、改めてこの制度の理論的問題点について若干

の検討を行うものである。とくに、第三者が債務者に関する情報を提供することが義務付けられる際には、その基礎として、債務者の情報が明かされることの許容性の問題、とくにプライバシー権との関係や、第三者が情報提供を義務付けられることの正当性の問題を明らかにしなければならないところ、本稿では、これについて検討したうえで、個々の制度との関係を明らかにしたい。

二 民事執行における債務者の義務

1 金銭執行の申立てにおける債権者の責任

金銭執行の申立てに際して、債権者において個別に対象となる財産を個別に指定し、対応する執行機関に対して執行を申し立てなければならないが、したがって、単に金銭執行の申立てに基づいて、執行機関が職権で探知し選択して執行手続を行うわけではない⁽¹⁾。したがって、金銭執行においては、債権者が債務者の財産を特定しなければならないが、債権者が債務者の有する財産を認識しない場合には、事実上金銭執行の申立てをすることができない。また、民事執行法は、各種財産権に対する執行の申立てにおいて、財産の特定が要求される（民執規21条3項、同23条、同133条2項）⁽²⁾。特に、債権執行においては、対象となる金銭債権の特定のために債権に関する詳細な情報を知る必要があり、たとえば預金債権に対する差押命令の申立てに際して、預金口座がある金融機関の支店を特定しなければならないが、債権者にとって困難であることが議論の対象であることは周知のとおりである（後述）。債権者は、自らの権利を実現するために、債務者の財産を探索するために一定の努力をしなければならないことは当然であるとして、それが過度に要求されたり、一定の努力によっても申立てをすることが出来ない状況が生じるのであれば、それは民事執行の制度として欠陥といえる。

他方、債務者にとっては、債務名義の存在により、その義務（金銭債権であれば支払義務）は、高度の蓋然性をもって確定しており、執行手

続に対して誠実に服する手続上の義務を負うといえる。

2 債務者のプライバシー権と民事執行

債務者の財産状況に関する情報を強制的に得る必要があることは是認しうるとして、そこでは債務者のプライバシー権の侵害が問題となる。プライバシー権は、憲法13条の幸福追求権から導き出される人権の一つであり、最高裁の判例によっても認められている⁽³⁾。プライバシー権は、「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」であると定義され、個人の尊厳を保ち幸福を追求するうえにおいて必要不可欠な権利であるとされる⁽⁴⁾。このプライバシー権は、しばしば表現の自由、知る権利、情報公開請求といった憲法上の他の価値と衝突するが、本稿における問題においては、債権者の財産権との衝突といえる。プライバシー権の侵害がどの程度許容されるか、すなわちどのような場合に違憲となるかについては、いかなる事柄について情報が公開されるかによって異なるが、財産状況に関する情報は、一般的にプライバシーと考えられるものに当たるだろう⁽⁵⁾。このようなプライバシーの侵害が正当化されるのは、立法目的が重要なものであり、規制手段が目的と実質的な関連性を有するか否かが基準となると解する⁽⁶⁾。

三 民事執行手続における情報提供義務

1 第三債務者の陳述義務

前に見たように、債権者がその債務名義のある権利を実現するために、債務者の財産状況に関する情報は、プライバシー権に関わらず、必要な限りで提供されなければならないが、これが誰により、どのような手続を経て提供されるべきかについて、より実効性のある執行という目的から考慮されるべきことであろうが、これまでの民事執行手続に存してきた情報提供制度から、情報提供者に課せられる義務の適切な範囲を考察したい。

まず、債権執行における第三債務者の陳述義務がある。金銭債権を対象とする執行においては、申立てに際して対象となる債権を他の債権に対して識別できる程度に特定しなければならない（民執規21条3号、133条1項・2項）。すなわち、債権者は、第三債務者を表示し、差し押さえられるべき債権（以下、「被差押債権」という。）の種類および額その他の債権を特定するに足りる事項を明らかにしなければならない。特に、被差押債権が預金債権である場合には、実務上、預金の取引や管理を店舗ごとに行っていることから、預金口座を取り扱う支店を挙げるのが、被差押債権の特定のために必要であるところ、債権者が預金口座に関する情報を取得することが困難であることから、債権者側の様々な工夫がなされた⁽⁷⁾。この預金債権に関する情報を金融機関から取得する制度については、令和元年改正の内容に含まれる（後述）。このように、債権執行においては、執行対象が無形の存在であることもあり、被差押債権に関する情報を得ることが必要であると考えられたところ、第三債務者に対する陳述催告の制度が設けられている（民執147条1項）。すなわち、差押債権者の申立てにより、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、第三債務者に対し、差押命令の送達の日から二週間以内に差押えに係る債権の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない⁽⁸⁾。そして、民事執行法147条2項によれば、第三債務者は、前項の規定による催告に対して、故意又は過失により、陳述しなかったとき、又は不実の陳述をしたときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。これは、第三債務者に対しては訴訟や強制執行で陳述を強いることはできないから、法がこの損害賠償責任により、事実上陳述を強制したものである⁽⁹⁾。

この第三債務者の陳述義務の法的性質を考えてみると、第三債務者の陳述義務が差押債権者との実体法上の債権債務関係に由来するものではなく、陳述義務の性質が実体的な性質を有するものでない。というのも、債権執行において第三債務者は執行手続における当事者であ

るといえるので、陳述義務は手続上の義務であるとする事は否定できないだろう。しかし、いずれにせよ、陳述は執行裁判所に対してなされるものであり、その目的は、執行手続の実効性を高めることにあるといえるから、陳述義務は公法上の義務である、とするのが妥当である。

2 債務者の陳述義務（財産開示義務）

財産開示手続の存在は、債務者が自身の財産について陳述する義務を負うことを前提とする。この義務は、いかなる性質を有するか。このことは、我が国の財産開示制度が創設される以前から債権執行における債務者の報知義務を定めたドイツ民事訴訟法（以下、「ZPO」という。）836条3項に関する議論が参考になると思われる⁽¹⁰⁾。ZPO836条3項によれば、債務者は、債権者に対して債権の行使に必要な報知を与えなければならない。これにより、債務者は、債権について存在する証書を引き渡す義務を負うとともに、債権の行使に必要な報知を与える義務を負う。何についての報知を行うかであるが、債権の行使に必要な一切の情報であるとされ、一般的には、被差押債権の原因、額、および証拠方法、給付の時期および場所、第三債務者の抗弁およびそれに対する防御方法などが挙げられる⁽¹¹⁾。

この報知義務がどのように実現されるかについて、かつては、債権者は、債務者に対して報知を求める訴えを提起して、その判決を債務名義として不代替的作為の強制執行の方法（ZPO888条）において執行されていた。それが、いくつかの改正を経て、現在は、ZPO836条3項に基づき、執行官が、債務者に報知させ、そして宣誓に代わる保証をさせるための期日および場所を指定して債務者を呼び出し（ZPO836条3項3文）、その報知を調書に記載した上で、それを誠意を尽くして正確かつ完全にしたことを宣誓に代わる保証させることとなる⁽¹²⁾。いわば、民事上の情報提供義務から訴訟法上の義務に代わり、執行手続の成功のために国家に対して情報を提供する義務として構成されたとい

える。

四 第三者からの情報取得手続

ここでは、これまで見てきた債務者および第三者の情報提供義務の基礎的な考え方を基に、情報取得手続の内容を概観し、どのような問題があるかを指摘し検討する。

1 総論

(1) 債務者の財産状況調査のための制度の改正経緯

前に見たように、債権者が金銭執行の申立てに際しては、対象となる財産を特定しなければならない。そのため、債権者が、債務者がどのような財産を有しているかを知らなければ強制執行の申立てをすることができないこととなり、債権者の権利実現の妨げとなってきた。そこで、債務者の財産状況を調査するための制度の創設が試みられ、まず、平成15年の民事執行法改正において、財産開示制度が新設された。

財産開示制度では、仮執行宣言付判決、支払督促、執行証書を除く、執行力ある債務名義の正本を有する債権者または一般先取特権者が申し立てることができ、裁判所は、開示手続の実施決定をする。実施決定を受けた開示義務者は、裁判所で開かれる開示期日に出頭し、宣誓の上で、自己の財産について陳述し、裁判所または申立人の質問に答える義務を負い（民執200条）、正当な理由のない不出頭、宣誓拒絶、陳述拒絶、または虚偽陳述には、30万円に下の過料が科されることとされた（民執旧206条）。

ただ、制度創設後の数年間、この財産開示制度がうまく機能していないことが指摘され、また、運用状況の数字にも表れていた⁽¹³⁾。そこで、令和元年の民事執行法改正に際して、債務者の財産開示制度の実効性の向上を目的とした見直しが行なわれるとともに、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度（以下、「第三者からの情報取得制度」

という。)が創設された。

(2) 財産開示手続の見直し

財産開示手続は、第三者からの情報取得制度と最終的には同じ目的、すなわち債務者の財産状況を把握して金銭執行を成功させるという目的を同じくするものであり、第三者からの情報取得手続の手続ルールとも密接な関連を有するものであるから、ここでは、財産開示手続の改正内容についても概観する⁽¹⁴⁾。

①債務名義の範囲の拡大

改正前の財産開示手続では、債権者が財産開示手続を申し立てるために必要な債務名義について制限があった。すなわち、仮執行宣言付判決(民執22条2号)、仮執行宣言付損害賠償命令(同3号の2)、および仮執行宣言付支払督促(同4号)は、暫定的な裁判所の判断に基づく債務名義であることを理由に財産開示手続の申立てに必要な債務名義とはならなかった。執行証書(同5号)は、裁判官の判断を介していないことから、同様の取り扱いとされていた⁽¹⁵⁾。

令和元年改正により、上記のような制限は取り除かれ、どのような債務名義でも申立てをすることができることとされた。すなわち、債務名義の種類制限は、財産開示手続により不当に、本来であれば債務名義上の債権が存在しないにもかかわらず情報開示を強制させられた債務者が不利益を被ることとなるおそれがあることを重視した結果といえるが、この手続により債務者の受ける不利益の程度について今般改めて検討すると、その不利益は、具体的には差押えの対象となり得る債務者財産に関する情報が債権者に伝わってしまうというものであり、その財産を不当に差し押さえられて換価された場合と比べて、必ずしも重大とはいえないとの指摘がなされた。また、執行証書については、一部の悪質な貸金業者による濫用が懸念されていたが、その後、平成18年の貸金業法改正により、貸金業者が債務者等から執行証

書の作成に関する委任状を取得することを全面的に禁止するなどの措置が講じられている上、昨今では、離婚した夫婦間の養育費の支払を確実にするために執行証書の活用が推奨されるなど、執行証書の活用をめぐる社会状況の変化が見られること、仮に執行証書の対象となった権利関係等に争いがあるのであれば、その事案に応じて債務者が執行停止の裁判により財産開示手続が進行することを阻止することができ、情報開示によって債務者が不利益を被ることも防ぐことができると考えられたからである⁽¹⁶⁾。

②罰則の強化

改正前は、開示義務者の不出頭や虚偽陳述に対して30万円以下の過料が課された（改正前民執206条1項1号・2号）が、開示義務者の出頭率は低く、その理由の一つに罰則が不十分であることが考えられた⁽¹⁷⁾。そこで、罰則が強化され、正当な理由なく出頭しなかったり、虚偽の陳述をしたりした者には6か月以下の懲役または50万以下の罰金という刑事罰が科せられることとなった（民執213条5号・6号）⁽¹⁸⁾。その後、不出頭者が逮捕された事件が報道されている⁽¹⁹⁾。

③財産開示手続の要件

財産開示の要件を定める民執197条1項および2項においては、財産開示手続実施の要件として、強制執行又は担保権の実行における配当等の手続において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかったこと（不奏功要件・民執197条1項1号、同条2項1号）、または知っている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があること（民執197条1項2号、同条2項1号）を要求している⁽²⁰⁾。この要件は、令和元年民事執行法改正作業に際して廃止が検討されていたが、結局は維持されることとなった⁽²¹⁾。さらに、後述の第三者からの情報取得制度についても、同様の要件が採用されている。この要件は、財産開示手続および第三

者からの情報取得は、債務者のプライバシーに関わることであるから、その必要性がある場合のみ認められるべきとすることがその根拠となる⁽²²⁾。それゆえ、これら2つの要件は、強制執行の前置が必要的であるということではなく、それぞれ財産開示手続が必要な場合として規定されているものであると解される⁽²³⁾。また、1号の要件と2号の要件は、択一的なものである。したがって、1号の要件のみが認められる場合のみならず、2号の要件のみが疎明され、1号の要件について疎明されていない場合にも手続は実施される⁽²⁴⁾。

2 不動産に関する情報取得手続

(1) 意義

不動産に関する情報取得手続は、登記所に債務者の不動産情報の提供を命ずるものである（民執205条）。不動産の権利関係に関する情報は、登記がされているが、何人でも手数料を納付することで登記事項証明書の交付を受けることができるし（不動産登記法119条）、登記所が保有する登記情報を、インターネットを利用して、一般利用者が自宅又は事務所のパソコンで確認することができる（登記情報提供制度）⁽²⁵⁾。ただ、我が国の不動産登記は、土地または建物等の不動産ごとに登記記録を作成する物的編成主義を採用しており（不動産登記法2条5号）、債権者は、債務者がどのような不動産に関する権利を有しているかについての情報を、登記によっては取得することができなかった。

(2) 手続

提供される情報は、債務者が所有権の登記名義人である土地・建物等に対する強制執行または担保権の実行の申立てをするのに必要な事項である（民執205条1項）⁽²⁶⁾。執行力ある債務名義の正本を有する金銭債権者および一般先取特権者は、民執197条1項の要件を満たしていることを疎明して申立てをする。また、財産開示手続の前置が要求される（民執205条2項）。申立てについてなされた裁判に対しては、債務者か

ら執行抗告をすることができる（民執205条4項）。

(3) 登記上の提供と個人情報保護

不動産に関する情報取得の制度については、これが公的機関である登記所が債務者の財産について情報提供をするものであるから、公的機関の保有する情報の目的外利用の禁止（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条1項）との関係が問題となるが、一般に不動産の価値は高いことから債務者の財産において重要な位置を占めることが多く、金銭執行の実効性の向上のためには債務者が有する不動産に関する情報を取得することの必要性は高いことなどを理由に、登記所による情報提供が許容される。もっとも、不動産の登記情報は、元より公に示された情報であるから、その情報提供によって害される債務者の利益は大きくないといえる。

3 債務者の給与債権に関する情報取得手続

(1) 意義

給与債権は、多くの金銭債権者にとって重要な執行対象財産であるといえる。債務者の給与債権を差し押さえるためには、債務者の雇用主（勤務先）を知る必要があるところ、納税や厚生年金保険等を取り扱う機関はこの情報を有している可能性が高い。そこで、地方税を扱っている市町村、日本年金機構、または各種共済組合をはじめとする厚生年金事務取扱者から、債務者の給与債権に係る情報の提供を受けることができることとされた（民執206条）。

(2) 手続

この情報取得手続の申立権者は限られる。すなわち、扶養義務等に係る債権（夫婦間の協力扶助に関する義務に係る債権、婚姻費用分担義務に係る債権、または養育費などの子の監護に関する義務に係る債権など）、もしくは、人の生命もしくは身体の侵害による損害賠償請求権のいずれかが

執行債権となる場合に限られる⁽²⁷⁾。

申立ての要件としては、一般の不奏功要件のほか、財産開示前置が要求される。申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる（民執206条2項）⁽²⁸⁾。

(3) 預金情報の提供と守秘義務

債務者の勤務先に関する情報はプライバシーとして保護の必要性が高い上に、情報提供者となる市町村等の機関は、債務者の勤務先に関する情報について守秘義務を負っていると考えられるが、これを超えて情報提供を正当化されるか問題となる。これについては、前述のように執行債権をとくに給料債権に対する執行が必要な場合に限定していること、そして財産開示手続の前置が要求されることによってクリアされているといえる。

4 預貯金債権および振替社債等に関する情報取得手続

(1) 意義

給料債権と同様に、預貯金債権や株式は、債権者にとって重要な執行対象財産である。これらに関する情報取得の困難さと対策の必要性はかねてより認識され、前述のように大きな問題として議論されてきた。そこで、預貯金情報については銀行等の金融機関、振替社債等の情報については振替機関等から、預貯金債権および振替社債等に関する情報を取得することができる（民執207条）。

(2) 手続

給与債権とは異なり、執行債権の種類に関する制限はない。また、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者も申立てをすることができる（民執207条1項、2項）。

要件として特徴的なのは、財産開示手続の前置が要求されていない点である。したがって、債務名義を有する債権者は、不奏功要件を満

たしていれば申立てをすることができる。これらの債権については、不動産などに比べると流動性が高く、情報提供決定の送達などで強制執行の動きが察知されると隠匿等がなされる危険性が高いことが考慮されたものである⁽²⁹⁾。

不服申立てについては、その申立てを却下する決定についてのみ執行抗告が可能とされた（民執207条3項）。やはり、債務者による執行抗告を認めることにより、その間に預貯金の隠匿がなされる危険があるからである⁽³⁰⁾。これに対しては、債務者が、情報提供がなされる前に救済手段が存在せず、債務者の保護が不十分であることが指摘されている⁽³¹⁾。

(3) 預貯金債権情報の取得と守秘義務

預貯金等・振替社債等についての情報については、金融機関・振替機関等が守秘義務を負うことになる。この守秘義務を超えて情報提供が認められることについては、財産開示手続前置も要求されていないことから、さらに問題となる。このことについては、債権執行については第三債務者の陳述義務が認められており、金融機関等の第三債務者は、被差押債権に関する情報を提供しなければならないところ、この情報義務は、その延長線上の制度として理解することができる、とされる⁽³²⁾。

五 まとめに代えて

民事執行、とくに金銭執行に際して、債務者の財産状況についての情報を得ることは、債権者にとって極めて重要である。それを自ら得られない場合には、国家権力が債権者に代わって強制的に債務者の情報を取得することが必要となってくるが、その際には、債務者のプライバシー権との関係で、情報を開示する義務が問題となり、第三者から情報を取得する場合には、やはりそれがいかに正当化されるかが問

題となる。本稿では、これらについて基本的な考えを示したうえで、民事執行法上の第三者からの情報取得制度を概観した。制度自体の問題点も存在することから、今後の運用状況や裁判例などを観察している必要がある。

本稿は、公益財団法人全国銀行学術研究振興財団の助成を受けたものである。

- (1) 兼子一『増補強制執行法』（酒井書店、1966年）159頁。
- (2) 動産執行については、申立て段階では対象財産の個別的特定は要求されず、執行申立書に特定して記載された差押目的動産の所在場所ごとに、そこにある動産が複合的に執行対象財産となる（場所単位主義・民執規99条）。
- (3) ただし、最高裁判決でプライバシー権を正面から定義したものはない。最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁、最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁、最判平成7年12月15日刑集49巻10号842頁では、プライバシーの侵害という表現が用いられ、実質的にその中身を肯定している。
- (4) 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法〔第7版〕』（岩波書店、2019年）123頁。そのほか、プライバシー権の定義に関しては、伊藤正己『プライバシーの権利』（岩波書店、1963年）、戒能通孝＝伊藤正己編著『プライバシー研究』（日本評論新社、1962年）など参照。
- (5) 最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁では、「前科・犯罪経歴は人の名誉・信用にかかわり、これをみだりに公開されないのは法律上保護に値する利益である」として、前科をみだりに公開されない自由をプライバシー権の一つとして認めるものと解される。民事執行も公権力によるプライバシーの侵害ではあるが、対立するのはあくまで債権者の財産的利益である。
- (6) 「厳格な合理性」の基準。芦部＝高橋・前掲注4、127頁。
- (7) 口座のある店舗が不明な場合の申立ての方法として、全店舗を対象として順位付けをし、最先順位の店舗から順次予備的に後順位の店舗にある預金債権を請求債権額に満つるまで差し押さえる方法（全店一括順位付け方式）や、複数の店舗のうち債務者の預金額の合計が最大となる店舗を不特定のまま最先順位とし、順次予備的に後順位の店舗にある預金債権を請求債権額に満つるまで差し押さえる方式（預金額最大店舗指定方式）などがあるが、前者については、最決平成23年9月20日民集65巻6号2710頁が、「大規模な金融機関である第三債務者らの全ての店舗を対象として順

位付けをし、先順位の店舗の預貯金債権の額が差押債権額に満たないときは、順次予備的に後順位の店舗の預貯金債権を差押債権とする旨の差押えを求めるものであり、各第三債務者において、先順位の店舗の預貯金債権の全てについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しないのであるから、本件申立てにおける差押債権の表示は、送達を受けた第三債務者において上記の程度に速やかに確実に差し押えられた債権を識別することができるものであるということとはできない」として、このような債権差押えの申立てを否定した。後者の方式については、最決平成25年1月17日判時2176号29頁が、やはり不適法としている。

- (8) 陳述催告の内容は、民事執行規則135条1項によれば、①差押えに係る債権の存否並びにその債権が存在するときは、その種類及び額（金銭債権以外の債権にあつては、その内容）、②弁済の意思の有無及び弁済する範囲又は弁済しない理由、③当該債権について差押債権者に優先する権利を有する者があるときは、その者の表示並びにその権利の種類及び優先する範囲、④当該債権に対する他の債権者の差押え又は仮差押えの執行の有無並びにこれらの執行がされているときは、当該差押命令又は仮差押命令の事件の表示、債権者の表示及び送達の年月日並びにこれらの執行がされた範囲、および⑤当該債権に対する滞納処分による差押えの有無並びに差押えがされているときは、当該差押えをした徴収職員、徴税吏員その他の滞納処分を執行する権限を有する者の属する庁その他の事務所の名称及び所在、債権差押通知書の送達の年月日並びに差押えがされた範囲、である。
- (9) この第三債務者の陳述義務と損害賠償責任の性質については、拙稿「第三債務者の陳述義務に関する一考察（一）（二・完）」名古屋大学法政論集 226号133頁、228号209頁、同「第三債務者の陳述義務と損害賠償責任」法政理論49巻3-4号89頁参照。
- (10) 同条文については、内山衛次『財産開示の実効性』（関西学院出版会、2013年）345頁以下参照。
- (11) Kurt Stöber, Forderungspfändung, 17. Auflage, 621a.
- (12) 内山・前掲注10、350頁。
- (13) 法務省民事局参事官室「民事執行法の改正に関する中間試案の補足説明」3頁に平成16年から平成27年までの財産開示手続の申立件数等が紹介されているが、それによれば、平成17年に1200件程度の申立件数があったのをピークに、年間800件から1000件程度にとどまっている。また、開示率は期間を通して概ね3割強となっている。
- (14) 検討されたが見直しがなされなかった事項として、過去に処分された財産に関する情報の取得のための制度、再実施の制限期間、情報の目的外

利用に関する罰則などがある。

- (15) 金員仮払いの仮処分についても、同様に取り扱われていた。内野宗揮ほか「〈担当者解説〉民事執行法等の改正の要点（1）—金融実務に関連する項目を中心に」金法2118号39頁。
- (16) 法務省民事局参事官室「民事執行法の改正に関する中間試案の補足説明」5頁。
- (17) 平成29年の財産開示手続の既済件数681件のうち、実際に債務者の財産情報が開示された件数は253件であった。内野・前掲注15注1。
- (18) 財産開示手続によって得られた債務者の債務者の財産・債務に関する情報を目的外使用した過料の制裁は、改正後も変更がない（民執214条1項）。
- (19) 「借金60万円を5万円しか返済せず、地裁手続きに出頭しなかった男を逮捕」読売新聞、2022年02月11日など。
- (20) 不奏功要件に関する証拠書類として、1号に基づく場合には、申立日前6か月以内に実施された配当表または弁済金交付計算書の謄本、開始決定正本または差押命令正本、配当期日呼出状など、2号に基づく場合には、申立人が、債権者として通常行うべき調査を行った結果、知っている財産がどれだけ存在するか、またはそれらの財産に対する強制執行を実施しても請求債権の完全な弁済を得られないことの証拠書類が必要とされる。今井和男＝太田秀哉編著『令和元年改正民事執行法実務解説Q & A』（商事法務、2020年）73頁。
- (21) 前掲注16、中間試案補足説明6頁。
- (22) 谷口園恵＝筒井健夫『改正担保・執行法の改正』（商事法務、2004年）139頁。
- (23) 青木哲「財産開示手続と第三者情報取得手続の現状に対する理論的検討」法の支配205号77頁。平成15年の財産開示制度の立法段階では、1号の要件は、執行手続の不奏功を前提とするという補充性要件を定め、2号の要件は、例外的に、執行不能の見込みの疎明で足りるという趣旨で立法された。道垣内弘人ほか『新しい担保・執行制度（補訂版）』（有斐閣、2004年）148頁〔山本和彦〕。
- (24) ただし、1号の要件を満たす場合には、1号の要件の下で実施される。
- (25) 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律4条第1項の業務を行う者（指定法人）として、2023年現在、一般財団法人民事法務協会が指定され、同法人が「登記情報提供サービス」を運用している。
- (26) 具体的には、土地の場合には、所在・地番等であり、建物の場合には、所在・家屋番号等である。谷藤一弥「改正民事執行法の施行に伴う民事執行規則等の一部改正の概要—金融実務に関連する事項を中心に」金法2129号11頁参照。
- (27) 債務名義の表示からこれらに該当することが明確に読み取れる場合で

なければならない。

- (28) 市町村等の第三者からの執行抗告は利益がなく認められないと解される。内田義厚「債務者財産開示制度の実効性の向上」中島弘雅＝内田義厚＝松嶋隆弘編『改正民事執行法の論点と今後の課題』（勁草書房、2020年）66頁。
- (29) 内野宗揮編著『Q & A 令和元年改正民事執行法制』（金融財政事情研究会、2020年）134頁。
- (30) 内野・前掲注29、136頁。
- (31) 西川佳代「債務者の財産状況の調査」早稲田大学法務研究論叢6巻124頁。
- (32) 内田・前掲注28、67頁。